

日本小児心臓外科医会（CHSS Japan）施行細則

第1章 運営

第1条

日本小児心臓外科医会（CHSS Japan）会則の施行にあたり、会則に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

第2条

会員は年間 30 例以上の小児心臓血管外科手術（成人先天性を含む）を行なっている施設の部門長とする。

第3条

総会は年 1 回以上開催する。

第4条

施設会費は会員一人につき年 10,000 円とする。ただし名誉会員は含まない。

第5条

協賛会員の会費は年 50,000 円を一口とし、二口以上で上限を設けない。

第2章 資格

第6条

会員が会費の納入を 3 年間滞納した場合に幹事会の承認を得て退会処分とする事が出来る

第7条

会員が会則を遵守出来ない場合、あるいは本会の名誉および利益を著しく損なうような行為を行った場合に、幹事会の承認を得て退会処分とする事が出来る

第3章 附則

第8条

代表幹事は、角秀秋（福岡市立こども病院）とする。任期は2018年11月1日より2020年10月31日までとする。

第9条

幹事は、以下の者とする。任期は2018年11月1日より2020年10月31日までとする。

猪飼秋夫（静岡県立こども病院）
市川 肇（国立循環器病研究センター病院）
大嶋義博（兵庫県立こども病院）
坂本喜三郎（静岡県立こども病院）
鈴木孝明（埼玉医科大学）
山岸正明（京都府立医科大学）

第10条

監事は、以下の者とする。任期は2018年11月1日より2020年10月31日までとする。

原田順和（長野県立こども病院）
河田政明（自治医科大学）

第11条

名誉会員は以下のものとし、任期は終身とする。

加藤木利行
佐野俊二
前田正信

第12条

各委員会の代表委員を以下とする。

規約委員会：山岸正明（幹事）
学術委員会：坂本喜三郎（幹事）
総務委員会：鈴木孝明（幹事）

第 13 条

事務局業務は総務委員会の代表委員が担当する。

第 14 条

事務局は学会支援機構（文京区大塚 5-3-13 ユニゾ小石川アーバンビル 4F）内に置く。

第 15 条

会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 16 条

本細則は、幹事会の議と、総会の承認を経なければ変更、もしくは廃止する事が出来ない。

第 17 条

本細則は、2013 年 10 月 18 日より施行する。

本会則は、2014 年 2 月 21 日から改正する。

本会則は、2016 年 4 月 1 日から改正する。

本会則は、2017 年 1 月 16 日から改正する。

本会則は、2018 年 4 月 1 日から改正する。

本会則は、2019 年 2 月 1 日から改正する。